

# In depth

## A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

July 2014

No.INT 2014-04

### アセット・マネジメントへの IFRS 第 12 号の適用

#### はじめに

国際財務報告基準(IFRS)第12号は、企業の他の企業への関与の性質およびそれらに関連するリスク、それらの関与が財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を開示するよう企業に要求することを目的としています。この目的を満たすために、本基準は企業の子会社、共同支配の取決め、関連会社、および非連結の組成された企業への関与、ならびに、他の企業の持分の会計処理の決定、および、該当する場合には、企業が投資企業であるか否かの決定に際して行った重要な判断を開示することを要求しています。IFRS第12号は2013年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。欧州連合(EU)内では、IFRS第12号は2014年1月1日以後開始する事業年度より強制適用となります(早期適用も容認されます)。

本資料では、PwCによるガイド「[Practical guide - Understanding the disclosure requirements in IFRS12](#)」(注:原文英語のみ)を補足し、またアセット・マネジメント業界に関連するIFRS第12号の開示要求を取り上げています。本資料でとりあげる質問と解答は、可能性のある質問や実務で起こり得る代替的な事例のすべてを取り扱うものではありません。本解説資料は、基準および解釈指針そのものの代わりとなるものではなく、表示の妥当性に関して専門家としての判断の代わりとなるものでもありません。また、IFRS第12号が要求する可能性のある開示のすべてを取り扱ってはならず、適用される可能性のある特定の法律上、または規制上の枠組みや要件を考慮に入れたものではありません。IFRSに基づく適正な表示を確実なものにするためには、さらに具体的な情報が必要となる可能性があります。

IFRS第12号に関するさらなる情報については、以下のPwC刊行物もご参照ください。

- [IFRS Manual of Accounting 2014](#) (和訳)
- [IFRS Disclosure Checklist 2013](#) (和訳)
- [Practical guide - Understanding the disclosure requirements in IFRS 12](#)
- [A practical guide to IFRSs 10 and 12 - Questions and answers](#) (和訳)
- [IFRS Illustrative financial statements 2013 - Investment funds](#)
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2013 - Private equity](#)
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2013 - Investment property](#)

## 目次

要求事項の概要 .....	3
組成された企業としての投資ファンド .....	5
- 「組成された企業」の定義 .....	5
- 「他の企業への関与」の意味 .....	9
- スポンサーとなっている組成された企業 .....	10
- 開示要求の順守 .....	11
集約と重要性 .....	14
投資企業に関する開示と免除規定 .....	16
非支配持分 .....	17
付録 .....	18
- 他の投資ファンドに投資するファンドの開示例 .....	18
- 組成された企業のスポンサーとなっている投資マネージャーの開示例 (期末時点での関与がない場合) .....	22
- 管理するファンドへの関与を有する投資マネージャーの開示例 .....	23
お問い合わせ .....	27

## 要求事項の概要

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」は、次のような企業または取決めに対する関与の内容、およびその関与に関連するリスクと財務的な影響を評価するのに役立つであろう十分な開示を財務諸表の利用者に提供することを目的としています。

- 子会社
- 共同支配の取決め
- 関連会社
- 組成された企業(連結および非連結) [IFRS 第 12 号第 1 項、第 2 項]

この一般的な目的は、提供される詳細さのレベル、各要求事項に対して置かれる重点の程度、ならびに、適切性および集約の程度の決定に際して考慮する必要があります [IFRS 第 12 号第 4 項]。

### 重要な判断と仮定

投資先に対する影響力や支配の程度の決定には、多くの場合、重要な判断と仮定が必要となります。このため、IFRS 第 12 号では、重要な判断と仮定に関する開示を要求しています。これには、状況の変化により、結論(支配しているか、共同支配しているか、または重要な影響力を有しているかの結論)に変更が生じる場合の開示も含まれます [IFRS 第 12 号第 7 項、第 8 項]。

アセット・マネージャーについては、自らが管理するファンドに関して、代理人として活動しているのか、本人として活動しているのかを決定する際に行った判断の開示が要求される可能性があります。さらに、この開示には、「投資企業」に関する開示も含まれる可能性があります。それは、企業が「投資企業」の定義を満たすか否かの評価(投資企業の特徴のうち 1 つまたは複数をも有するか否かの評価を含む)に際して行なった重要な判断と仮定に関する情報の開示です [IFRS 第 12 号第 9A 項]。

### 適用年度における比較情報

IFRS 第 12 号は非連結の組成された企業に関する開示について、経過的な軽減措置を設けています。これにより、適用年度における比較情報は不要となります [IFRS 第 12 号 C2B 項]。

### 投資ファンドへの適用

投資ファンドでは、保有する投資に対して IFRS 第 12 号の開示がどのように適用されるのかを検討する必要があります。例えば、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、およびその他のファンドは、開示が必要となる子会社、関連会社、または共同支配の取決めへの関与を有している可能性があります。さらに、ファンドの投資先が「組成された企業」である場合(原ファンドへの持分を有するファンドを含む)、追加の開示が要求される可能性があります。

IFRS 第 12 号は、「投資企業」(IFRS 第 10 号で定義)に対して、要約財務情報の提供に関する免除規定を設けています。公正価値で測定される関連会社および共同支配企業への投資について、IFRS 第 12 号第 21 項(b)、(c)が要求する要約財務情報の提供を免除するものです [IFRS 第 12 号第 21A 項]。同様に、投資企業は、支配している非連結の組成された企業に関して、IFRS 第 12 号第 24 項により非投資企業に対して要求される開示のすべてを提供する必要はないものとされています [IFRS 第 12 号第 25A 項]。これは、非投資企業に対して求められる情報の一部(例えば、要約財務情報や非支配持分に関する情報)は投資企業には該当せず、投資企業にとって公正価値情報が最も関連性のある情報であるという説明とも整合しなためです [IFRS 第 12 号 BC61F 項]。しかしながら、投資企業は、組成された企業を含む非連結の子会社に関する特定の開示、ならびに、投資企業としての企業の地位、および、その地位の決定に際して行った判断に関する情報を提供しなくてはなりません。

## 投資マネージャーへの適用

場合によっては、投資マネージャーは自らが管理するファンドを支配している(例えば、代理人としてではなく本人として活動しているという理由により)と決定するかもしれません。この場合、IFRS は子会社としてのファンドに関する開示を求めています。多くの場合、投資マネージャーは自らが管理するファンドを支配していない可能性があります。しかし、通常、投資マネージャーは投資管理およびその他の契約に基づき、管理する投資ファンドの財務上および事業上の意思決定に参加するパワーを有しています。結果的に、投資マネージャーは自身の管理する一部またはすべてのファンドに重要な影響力を有している可能性もあります。そのような場合、ファンドへの関与が個々に重要性のある関連会社への関与か、それとも個々に重要性のない関連会社への関与かを判断し、該当する開示を提供する(例えば、要約財務情報を含める)必要があります。

多くの場合、投資マネージャーのファンドは組成された企業である可能性が高いため、測定日において投資マネージャーが持分を有していない場合であっても、非連結の組成された企業、連結した組成された企業、またはスポンサーとなっている組成された企業として追加の開示が要求されます。

本資料は、投資ファンドと投資マネージャーが IFRS 第 12 号を適用する際の共通の問題点を説明することを目的としています。

## 組成された企業としての投資ファンド

### 「組成された企業」の定義

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業です(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など) [IFRS 第 12 号 B21 項]。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多くあります [IFRS 第 12 号 B22 項]。

- (a) 制限された活動
- (b) 狭く十分に明確化された目的
- (c) 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- (d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中(トランシェ)を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達

組成された企業と見なされる企業の例には、証券化ビークル、資産担保金融、および一部の投資ファンドがありますが、これらに限りません。

#### PwC の見解

「一部の投資ファンド(some investment funds)」という表現は、すべてのファンドが IFRS 第 12 号の開示の対象となる訳ではないことを示唆しています。しかしながら、組成された企業の定義は広く、この決定には重要な判断を必要とします。多くの場合、投資ファンドの構造(例えば、投資管理またはその他の契約を通じた意思決定権や投資者が保有する議決権を通じてではなく非参加型の議決権株式による意思決定権を含む)が、当該ファンドは組成された企業であるという判断につながる可能性があります。

**質問 1** ファンド A は議決権のない受益証券を発行するオープン・エンド型の投資ファンドです。この投資ファンドと投資者の関係は契約で定められています。投資マネージャーはファンドに適用される法律に従い、不正または支払不能の場合に限り規制当局により解任されます。ファンドは、高格付けのグローバルな資本性金融商品および負債性金融商品に投資することができます。この場合、ファンド A は組成された企業でしょうか。

はい。関連性のある活動は投資管理契約によって指図されていることから、ファンド A は組成された企業です。組成された企業となるのに IFRS 第 12 号 B22 項のすべての特徴を有する必要はなく、広範な投資の指図(mandate)が存在するという事実が結論に影響を与えることはありません。

#### PwC の見解

IFRS 第 12 号における組成された企業の定義は SIC 第 12 号の「特別目的事業体」の定義と同一ではありません。「組成された企業」の典型的な特徴は特別目的事業体の特徴と類似する一方、その定義は、議決権と支配が移転される手段に重点を置いています。したがって、組成された企業は IFRS 第 12 号 B22 項で示されている典型的な特徴のいくつかを有している可能性はありますが、要求はされません。

質問2 ファンドBは、法律により、リミテッド・パートナーが議決権を持つこと、または、ファンドの運営に関して他の関与を持つことが許されていないプライベート・エクイティ・ファンドです。投資マネージャーは投資管理契約およびリミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーとしての地位を通じてファンドBを管理しています。リミテッド・パートナーは正当な理由がある場合を除き、投資マネージャーを解任することはできません。この場合、ファンドBは組成された企業でしょうか。

はい。投資マネージャーは、投資管理契約、および、リミテッド・パートナーシップ契約を通じたジェネラル・パートナーとしての参加によってファンドを管理しています。リミテッド・パートナーは投資マネージャーを解任することはできず、投資の意思決定を指図するための議決への参加もできません。リミテッド・パートナーは支配の手段を持たず、ファンドBは組成された企業となります。

質問3 ファンドCは受益証券を発行するオープン・エンド型の投資ファンドです。投資者は定期的に投資者会議を開き、投資マネージャーからの提案(例えば、他のファンドとの統合計画、解散計画など)に関する決定を下します。投資活動に関する継続的な決定は投資管理契約を通じて投資マネージャーが行い、投資者からの意見の影響は受けません。この場合、ファンドCは組成された企業でしょうか。

はい。関連性のある活動が投資管理契約によって指図されていることから、ファンドCは組成された企業です。投資者の議決権は、非常に例外的な状況においてのみ投資者に与えられる意思決定権です。したがって、当該権利は実際には防御的なものであり、ファンドの関連性のある活動に対するパワーを投資者に与えるものではありません。

質問4 ファンドDは受益証券を発行するオープン・エンド型投資ファンドです。投資者は頻繁に投資者会議を開き、ファンドの投資戦略、および、投資マネージャーによる投資意思決定を承認する経営委員会のメンバーの任命に関する決定を下します。この場合、ファンドDは組成された企業でしょうか。

いいえ。投資者は持分を有することで、ファンドの主要な運営戦略に関する実質的な議決権を持ち、投資マネージャーの投資意思決定を監督し承認する投資委員会のメンバーを決定する能力を有しています。したがって、投資者は、ファンドの関連性のある活動を指図するパワー(すなわち、ファンドの支配)をもたらす議決権を有しており、ファンドは組成された企業でないことを示しています。

質問5 ファンドEは投資者が議決権を持つ大規模な投資信託です。持分は広く保有されており、年次株主総会は開催されません。ファンドの投資活動に関する意思決定は投資マネージャーとファンドとの間の投資管理契約に従い、投資マネージャーが行います。合算して全ユニットの75%を保有する投資者グループは、会議を開催し投資マネージャーの解任の議決を行うという議案をいつでも提出することができます。しかしながら、過去にこの事例はなく、必要とされる投資者数が大きいことが権利の行使の重大な妨げとなるため、IFRS第10号ではこの権利は実質的とは見なされません。投資者は保有する持分をいつでも償還してもらえます。この場合、ファンドEは組成された企業でしょうか。

はい。ファンドEの投資者は議決権を持つものの、それが実質的ではないという事実は、当該議決権が誰がファンドを支配しているのかを決定する際に決定的な要因とはならないことを示しています。ファンドEの関連性のある活動は契約上の取決め(すなわち、投資管理契約)により指図されることから、当該ファンドは組成された企業とみなされます。



### PwC の見解

投資ファンドが組成された企業であるか否かの評価の出発点は、関連性のある活動(例えば、ファンドの投資活動)に関する意思決定が、持分ではなく投資管理またはその他の契約を通じてなされるかどうかを検討することでしょう。投資管理契約を通じて意思決定がなされる場合、投資者が関連性のある活動の意思決定における最終的な決定権を与える実質的な権利を有するか否かを評価する必要があります。投資者がアセット・マネージャーの意思決定を承認する、または覆すパワーを有している場合、ファンドが組成された企業である可能性は低いでしょう。

質問 6 ファンド F はリミテッド・パートナー 5 名のみから成り、彼らは過半数の賛成で理由なくいつでも投資マネージャーを解任することができます。投資マネージャーは、IFRS 第 10 号適用のために自身がパワーを有するか否かの評価を行い、リミテッド・パートナーが有する解任権は実質的であると判定しました。

ファンド F が組成された企業であるか否かの評価において、この解任権を、誰が企業を支配しているのかを決定する際の「決定的な要因」としての議決権と「類似の権利」とみなすことができるでしょうか。

はい。解任権は、誰が企業を支配しているのかを決定する際の「決定的な要因」としての議決権と「類似の権利」となる可能性があります。ただし、常にそうとは限らず、重要な判断が必要となる可能性があります。

### PwC の見解

すべての解任権が同じであるわけではなく、その条件および適用される特定の事実や状況によって、より実質的なものであったり、そうでなかったりするでしょう。誰が投資ファンドを支配しているのかの評価において、解任権が決定的な要因となるか否かに関しては判断が必要となるでしょう。本人か代理人かの分析では、経済的持分とパワーの組合せに基づき判断されることが多いため、この評価には困難が伴う可能性があります。このことは、投資ファンドによって組成された企業となる場合もあれば、そうでない場合もあること、また、一定の場合には、解任権の有無が重要な決定要因となり得ることを意味しています。

質問 7 ファンド G の独立した取締役会は、過半数の賛成でいつでも投資マネージャーを解任することができます。また、取締役会は投資マネージャーの投資意思決定を、理由なしにいつでも覆すことができます。取締役会は株主が選任した 5 名で構成されています。

この取締役会の権利は、誰が企業を支配しているのかを決定する際の決定的な要因としての議決権と「類似の権利」とみなすことができるでしょうか。

はい。IFRS 第 10 号の設例 14 において、取締役会の持つ権利は実質的であるとみなされており、誰が企業を支配しているのかを決定する際の「決定的な要因」としての「類似の権利」と見なすことができる可能性があります。その場合、ファンド G は IFRS 第 12 号に従い、組成された企業とはならないでしょう。

質問 8 質問 7 のファンド G と同様の事案ですが、取締役会はアセット・マネージャーにより任命され、アセット・マネージャーは理由なしにいつでも取締役会のメンバーを解任する権利を有しています。

この場合、取締役会の権利は、誰が企業を支配しているのかを決定する際の決定的な要因としての議決権と「類似の権利」とみなされるでしょうか。

いいえ。アセット・マネージャーが取締役会のメンバーの任命および解任の決定権を有していることから、取締役会の権利は実質的ではなく、当該ファンドは組成された企業となります。

質問 9 ファンド H は、非参加型の議決権株式と参加型の議決権のない株式を発行しており、前者を投資マネージャーが保有し、後者を投資者が引き受けています。投資者は、投資マネージャーを解任することはできず、投資の意思決定に関して投票することもできません。この場合、ファンド H は組成された企業でしょうか。

はい。この議決権株式は当該企業に対するパワーをもたらしますが、変動リターンに対するエクスポージャーをもたらすものではありません(すなわち、それらは参加型ではありません)。したがって、議決権株式単独では誰がファンドを支配しているのかを決定する際の決定的な要因とはならず、ファンド H は組成された企業となります。

質問 10 リミテッド・パートナーシップ I は、不動産の購入とそのリースを目的として J 社(ジェネラル・パートナー)により設立されました。J 社は議決権の 85% を保有し、残りの 15% はリミテッド・パートナーが保有しています。J 社はリミテッド・パートナーシップ I の管理に関して全責任を負っています。リミテッド・パートナーシップ I は、どのパートナーとも関係のない借手に対して 15 年間のリース契約でこの不動産をリースしています。借手はリース期間の終了時に 6 百万 CU で当該不動産を購入するオプションを有しており、リース終了時における当該不動産の見積り公正価値は 8 百万 CU です。

リミテッド・パートナーシップ I のリターンに最も重要な影響を与える関連性のある活動は、当該不動産の残存価値の管理(すなわち、リース期間の終了時に当該不動産をどうするのかの決定)であり、借手がその購入オプションを通じて、その活動に対するパワーを有するとみなされています。この場合、リミテッド・パートナーシップ I は組成された企業でしょうか。

はい。誰が関連性のある活動を支配しているのかを決定する際に、議決権が決定的な要因とならないように設計されていることから、リミテッド・パートナーシップ I は組成された企業です。リミテッド・パートナーシップ I は議決権を用いるよう設立できるという事実にもかかわらず、IFRS 第 12 号 B21 項における組成された企業の定義では、関連性のある活動を指図するに際して、議決権が決定的な要因となるか否かを検討することを求めています。リミテッド・パートナーシップ I の関連性のある活動は不動産の残存価値の管理であり、購入オプションにより、借手が当該活動を指図するパワーを有していることとなります。



## 「他の企業への関与」の意味

IFRS 第 12 号は、子会社、関連会社および共同支配の取決め、ならびに、非連結および連結している組成された企業を含む他の企業への関与に対して適用されます。関与 (interest) とは、企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す関わり (involvement) をいい、これには、企業が他の企業に対して、支配、共同支配、または重要な影響力を有する手段が含まれ、資本性金融商品や負債性金融商品の保有を含みます。関与には、資金の提供、流動性の支援、信用補完および保証等のその他の手段も含まれる可能性があります。一方、通常得意先と仕入先といった関係だけでは、かならずしも他の企業への関与を有することにはなりません [IFRS 第 12 号付録 A]。以下の各設例では、投資ファンドは組成された企業であることを前提とします。

**質問 11** *すべての資産管理報酬はアセット・マネージャーをファンドの業績の変動性に晒すことになり、したがって、関連するファンドへの関与をもたらすことになるのでしょうか。*

通常はそうなります。すべての報酬はアセット・マネージャーを変動性に晒すことになりますが、一部のケースにおいては、重要性を理由に開示の省略を正当化できる程度に潜在的な変動性が僅少である場合もあるかもしれません。

**質問 12** *ファンド K は組成された企業であり、その投資マネージャーは純資産価値の 1% を管理報酬として、ハードル・レートを上回るリターン部分の 15% を業績報酬として受け取ります。これらの報酬は組成された企業への「関与」となるのでしょうか。*

はい。他の企業への関与は、「企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す契約上または非契約上の関与」と定義されています [IFRS 第 12 号付録 A]。

**質問 13** *ファンド L は、他の投資ファンドに投資することをその戦略とするファンド・オブ・ファンズです。ファンド L は短期的な投資の売買を行い、通常、原ファンドに対して非支配持分のみを保有しており、これらの原ファンドはすべて組成された企業と判断されています。*

ファンド L は、売買目的で保有する原ファンドの持分につき、IFRS 第 12 号第 24 項から第 31 項の非連結の組成された企業に関する開示を提供する必要がありますか。

はい。売買目的で保有する持分に対する例外はありません。したがって、組成された企業へのいかなる関与も、ファンドにとって重要である限り、開示が必要となります。一部のケースでは、IFRS 第 12 号の開示要件は既存の IFRS 第 7 号の開示により満たすことができる可能性もあります。

## スポンサーとなっている組成された企業

IFRS 第 12 号第 24 項(b)で要求している開示には、過去の期間において非連結の組成された企業(例えば、スポンサーとなっている組成された企業)に対して有していた関与によるリスクへの企業のエクスポージャーに関する情報が含まれます。これは、企業が報告期間末において組成された企業との契約上の関与をもちや有していない場合であっても同じです[IFRS 第 12 号第 25 項]。企業が非連結の組成された企業のスポンサーとなっており、IFRS 第 12 号第 29 項に従って、その組成された企業に関する情報を提供していない場合(例えば、報告日現在で当該企業への関与を有していない場合)、企業は次の事項を開示しなければなりません[IFRS 第 12 号第 27 項]。

- (a) どの組成された企業について報告企業がスポンサーとなっているのかをどのように決定したか
- (b) 報告期間中の組成された企業からの収益(表示した収益の形態の記述を含む)
- (c) 報告期間中に組成された企業に移転された全資産の移転時の帳簿価額

基準は「スポンサーとなっている」という用語を定義していません。IFRS 第 10 号 B72 項の設例 16 において「スポンサー」とは、組成された企業を設立する決定を行い、活動に関する条件を設定し、市場ベースの報酬でサービスを提供することができる当事者であるとされています。したがって、ファンドをスポンサーとなっている組成された企業とみなすか否かを評価するためには、すべての事実と状況を検討する必要があります。ファンドのスポンサーとなっているか否かを明らかにするのに用いる指標には以下のものがありますが、これらに限りません。

- 投資マネージャーが投資ファンドの設立および法的枠組みの設定に関与している
- 投資マネージャーがファンドを確実に目的どおりに活動させる継続的な責任を有する
- 投資マネージャーが企業の投資戦略と目的の決定に関与している
- 投資マネージャーがファンドの資産の大部分をファンドに譲渡している場合に、投資マネージャーが投資ファンドに特別な関与を有する

評価を実施するためには、企業はすべての書類、公表文書、オンライン上および目論見書のなかの確認書、ならびにその他の書類を考慮しなくてはなりません。これには、投資マネージャーの名前がそれらの書類に記載されているのか、また、記載のある場合にはどのような記載であるかの評価を含みます。

**質問 14** 投資マネージャー M は、第三者のマネージャーにより管理されるファンドを立ち上げています。第三者のマネージャーとの契約では、純資産価値とファンドのリターンに基づく 1%の管理報酬と 15%の業績報酬の一部を投資マネージャー M が受け取ることとされています。

投資マネージャー M は、設立を支援しスポンサーとなっている非連結の組成された企業に関する情報を開示する必要があるでしょうか。

いいえ。スポンサーとなっている非連結の組成された企業に関する追加的な開示は、企業がファンドへの関与を有していない場合に限り必要とされます。投資マネージャー M は、当該ファンドへの関与(つまり、受領する管理報酬と業績報酬を通じた関与)を有していることから、IFRS 第 12 号第 29 項の非連結の組成された企業に関する開示を行う必要があり、IFRS 第 12 号第 27 項の要求する情報を提供する必要はありません。

### PwC の見解

原則として、「関与」の定義にはすべての管理報酬が含まれるため、投資マネージャーは IFRS 第 12 号第 29 項の非連結の組成された企業に関する開示の提供が必要となる可能性が高いといえます。この場合、IFRS 第 12 号第 27 項が要求する特定の開示は適用されません。

## 開示要求の順守

金融危機への対応として、「組成された企業」に関して追加的なリスクの開示が要請されました。これは、このような企業への関与が、本質的に、伝統的な事業会社への関与よりも企業を大きなリスクに晒すと予想されたためです[IFRS 第12号BC84項]。IFRS 第12号はこれらの目的に対処し、新しい開示を導入しました。この新しい要求事項の導入に当たり、発生する可能性のある投資ファンドと投資マネージャーに特有の適用に関する問題点の例を以下にあげています。

**質問 15** 投資マネージャーNは、ファンドOを支配しており、自身の財務諸表において連結しています。誰がファンドOを支配しているのかを評価する際の決定的な要因は投資管理契約であることから、ファンドOは組成された企業とみなされています。

投資マネージャーNは、子会社に関して必要とされる情報のみを開示すれば十分でしょうか。

いいえ。IFRS 第12号第14項から第17項では、連結している組成された企業への関与に関するリスクの内容について、追加的な開示を要求しています。

**質問 16** 質問15と同様の事案ですが、投資マネージャーNは、ファンドOを支配してはいないものの、ファンドの持分の一部を所有し続けており、ファンドOに対して重要な影響力を有しています。投資マネージャーNは、ファンドOへの関与について開示を行う必要があるでしょうか。

はい。ファンドOに対して重要な影響力を有する投資マネージャーNは、関連会社への関与に適用される開示を提供する必要があります(これには、投資マネージャーNにとって、その持分が「重要な関連会社」と見なされるか否かにより、要約財務諸表の開示も含まれる可能性があります)。加えて、ファンドOが非連結の組成された企業であるかを決定するための評価が必要であり、非連結の組成された企業である場合には追加の開示が要求されます。

### PwCの見解

IFRS 第12号はまた、非連結の組成された企業の開示よりは負担は少ないものの、連結している組成された企業に関する追加的な開示も要求しています。多くの場合、投資マネージャーは管理するファンドを支配してはいませんが、投資管理契約やファンドとのその他の契約により、結果として財務上および事業上の意思決定に参加するパワーを有するでしょう。したがって、マネージャーによりファンドが支配されていない場合には、関連会社および非連結の組成された企業への関与に関する開示が必要となる可能性が高くなります。

質問 17 ファンド P は多様な種類の原ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。原ファンドのなかには、組成された企業であるファンドもあれば、そうでないファンドもある可能性があります。

ファンド P は、自主的に、どれが組成された企業で、どれがそうでないかを決定することなく、すべての原ファンドをまとめて IFRS 第 12 号の開示を提供することができますでしょうか。

これは場合によります。IFRS 第 12 号は、財務諸表の利用者が非連結の組成された企業への関与に関連するリスクの内容と程度を理解することができる情報を提供することを求めています [IFRS 第 12 号第 24 項(b)]。したがって、組成された企業への関与に関連するリスクの内容と程度についての理解可能性を(例えば、開示の量やその他の要因によって)損なわない限り、追加的な情報を提供することは可能です。

質問 18 ファンド P(質問 17 参照)が保有するいくつかの投資は、独立したアセット・マネージャーにより管理されているファンドへの投資です。ファンド P は、これらのファンドに対して影響力も支配も有していません。これらの原ファンドは組成された企業とみなされています。

これらの投資が IAS 第 39 号に従い金融商品として処理される場合、ファンド P はそれらについて IFRS 第 12 号の開示を要求されるでしょうか。

はい。これらの投資は子会社、関連会社、または共同支配の取決めではありませんが、IFRS 第 12 号で開示が要求される非連結の組成された企業への関与に相当します。

質問 19 投資マネージャー Q は、組成された企業であるいくつかのファンドを管理しています。投資マネージャー Q が受け取る管理報酬は原ファンドの純資産価値に基づくものであることから、非連結の組成された企業への関与に相当します。IFRS 第 12 号第 29 項の開示要件に準拠するため、投資マネージャー Q は以下を開示しています。

- 管理するファンドに対する受取債権の残高(および、場合によっては、受益証券の発行または償還活動に関連するその他の受取債権もしくは支払債務)
- それらの残高が含まれている表示項目

投資マネージャー Q はまた、IFRS 第 7 号が要求する信用リスクの開示により、信用損失への最大のエクスポージャーを開示しています。

この場合、投資マネージャー Q は、管理するファンドへの関与からの損失に対する最大のエクスポージャーに関する開示を再作成せずに、IFRS 第 7 号の開示を単純に参照することができますでしょうか。

はい。損失に対する最大のエクスポージャー(例えば、受取債権の残高や、流動性の支援ないし保証されたリターンのような投資マネージャーがファンドに対して提供する支援)は、IFRS 第 7 号の信用リスクの開示ですすでに対処されている可能性があります。しかし、投資マネージャー Q は、IFRS 第 7 号の開示のなかで、非連結の組成された企業に関連する金額を分離し、それらと非連結の組成された企業への関与に関連する資産および負債の帳簿価額を比較したものを含める必要があるかもしれません。さらに、追加的な開示が要求される可能性もあります(質問 20 を参照)。

質問 20 どのような追加的な開示が投資マネージャーに要求されるでしょうか。

IFRS 第 12 号第 30 項から第 31 項に準拠するため、投資マネージャーは、ファンドに対して提供した支援、および、その支援の理由を開示する必要があります。これには流動性の支援、リターンを保証、潜在的な報酬の放棄または据え置き、および、これらの支援を提供する意思が含まれます。加えて、IFRS 第 12 号 B25 項は、IFRS 第 12 号第 24 項(b)(利用者が「非連結の組成された企業への関与に関連したリスクの内容および変動を評価」できるようにする情報の開示を求める規定)に準拠するために必要となる可能性のあるその他の情報の例をあげています。ほとんどの場合、報酬の取決めの主要な条件(固定報酬および純資産価値ベースの報酬を含む)に関する開示が必要とされるでしょう。投資マネージャーはまた、ファンドにおけるその他の債務と比較した報酬の支払い順位を開示する可能性もあります。たいていのファンドは投資者から資金調達を行うため、企業の資金調達に関する情報は必要とはならないでしょうが、他の第三者からの資金調達は開示する必要があるでしょう。

## 集約と重要性

多くの場合、企業は、その比例的持分に基づき持分が表示されていれば、複数の企業への関与に関する開示を集約することができます[IFRS 第 12 号 B16 項、BC49 項、BC50 項]。単一の企業についてのみ財務情報を表示する場合には、完全な「100%」のベースで表示されます[IFRS 第 12 号 BC50 項、B12 項]。企業は、状況に照らして、利用者の情報ニーズを満たすためにどの程度の詳細情報を提供するか、要求事項のさまざまな面にどの程度の重点を置くか、および情報をどのように集約するかを決定しなければなりません[IFRS 第 12 号 B2 項]。基準では、次の条件を満たす場合に、他の企業への関与の開示を集約することを認めています[IFRS 第 12 号 B3 項、B4 項]。

- (a) 関連会社、子会社、共同支配企業、共同支配事業、および非連結の組成された企業ごとに別々に情報を表示する
- (b) 情報を集約する企業は「類似する企業」である
- (c) 集約することが開示目的と整合的である
- (d) 集約することが提供される情報を曖昧にしない

企業は、類似する企業への関与をどのように集約したのかを開示することになります[IFRS 第 12 号 B3 項]。さらに、IFRS 第 12 号における開示には、子会社の非支配持分や、関連会社および共同支配企業への関与に関する財務情報のような重要性のある関与についてのみ要求されるものもあります。

*質問 21 アセット・マネージャーが自ら管理するファンドへの関与に対して、IFRS 第 12 号の開示原則をどのように適用すべきでしょうか。具体的には、すべての投資ファンドが IFRS 第 10 号が定義する「投資企業」である場合、IFRS 第 12 号 B3 項で検討されている集約の目的上、自動的に「類似する企業」とみなすことができるでしょうか。「類似する企業」とみなせない場合、異なるタイプの投資(例えば、債券と株式、国内と国外など)を保有するファンド別に開示を分解しなければならないでしょうか。*

場合によります。投資マネージャーは、以下のような場合を含む特定の状況において、自らが投資し、管理するファンドに関する情報を集約して開示することができます。

- **投資が個々に重要性がない場合**  
IFRS 第 12 号第 21 項(c)(ii)は、重要性のない他の企業への関与に関する要約財務情報のみを集約するよう明確に要求しています。投資マネージャーの個々の保有に重要性がなければ、すべての保有の合計で財務情報を提供することができます。
- **ファンドが個々に重要性はあるものの、類似のリスクおよび特徴を有する場合**  
類似のリスクおよび特徴を有する原ファンドに関する情報は集約して表示することができます。これは、それらのファンドが「類似する企業」であるとみなされ、それらの投資に関連する内容とリスクをすべての利用者が理解するという開示目的を満たすためです。ファンドが類似のリスクと特徴を有するか否かの決定は、判断の問題です。例えば、ある投資マネージャーは、すべての大型の国内株式ファンドを類似すると判断する一方、他の投資マネージャーは、すべての株式ファンドを類似すると判断する可能性があります。投資マネージャーにより保有され、管理されるファンドのすべてが類似するリスクと特徴を有する場合には、すべての保有について、財務情報を集約して提供することができます。
- **投資に関連する内容と特徴についての十分に詳細な情報が財務諸表の別の箇所で開示されている場合**  
例えば、投資マネージャーは、自らが管理するファンドの投資を損益を通じて公正価値で測定する可能性があり、したがって、それらの投資に関して IFRS 第 7 号および IFRS 第 13 号が要求する様々なリスクに関する開示(公正価値情報、流動性リスク、信用リスク、および市場リスクを含む)を提供する可能性があります。利用者は、個々のリスクの具体的な原因より



も個々のリスクの程度により興味を持つ可能性があります。したがって、それらの開示は、IFRS 第 12 号が要求する集約された開示との組み合わせにより、投資マネージャーの投資に関するリスクについての十分な情報を提供し、IFRS 第 12 号の開示目的を達成することになるかもしれません。投資マネージャーが、すべての投資ファンドに関する情報を集約することが適切であると判断する可能性もあります。投資マネージャーにより保有され、管理されているすべてのファンドが公正価値で測定される場合には、すべての保有について、財務情報を集約して提供することができます。これは、十分に詳細な情報がすでに開示されているようなその他の状況においても可能かもしれません。

*質問 22 IFRS 第 12 号が要求する開示の評価の目的上、投資が「個々に重要性がある」かどうかを決定する際に、「重要性がある」という概念をどのように適用すればよいでしょうか。*

IFRS 第 12 号では、当該開示に関して、投資が重要性があるかどうかの決定に関する明確なガイダンスを提供していません。このため、重要な判断が必要とされ、その判断には、その他の投資、総資産または純資産に対する当該投資の規模の大きさや、収益または純損益と比較した当該投資からのリターンといった要因を考慮することが含まれる可能性があります。

## 投資企業に関する開示と免除規定

IFRS 第 12 号は投資企業に対して、関連会社および共同支配企業への投資に関する要約財務情報、および支配している非連結の組成された企業に関する特定の情報の提供を免除しています（「要求事項の概要」の「投資ファンドへの適用」セクションを参照）。しかしながら、投資企業は、非連結の子会社（組成された企業を含む）に関する特定の開示、および投資企業としての地位に関する情報を提供する必要があります（いずれも非投資企業には要求されていません）。

下記の設例では、個々のファンドが IFRS 第 10 号の「投資企業」の定義を満たすものと仮定します。

**質問 23** ファンド R は、ファンド・オブ・ファンズであり、自らが支配する単一の前ファンドへの投資を保有しています。ファンド R は IFRS 第 10 号に従い、自身を「投資企業」と決定しました。

ファンド R はその決定に至った判断に関する情報を開示する必要がありますか。

はい。親会社が IFRS 第 10 号第 27 項に従い自らが投資企業であると決定した場合、当該投資企業は、投資企業であるとの決定に際して行った重要な判断と仮定に関する情報を開示しなければなりません。当該投資企業が、投資企業の典型的な特徴のうち 1 つまたは複数を持っていない場合（例えば、ファンド R が複数の投資を保有していない）には、それでも自らが投資企業であると結論を下した理由を開示しなければなりません [IFRS 第 12 号第 9A 項]。

**質問 24** ファンド S は、未公開の負債性金融商品および資本性金融商品に投資する投資企業であり、その投資先はすべて関連会社であると決定しています（すなわち、支配している子会社はない）。

ファンド S は、IFRS 第 12 号第 21 項(b)が要求する関連会社への関与に関する要約財務情報を開示する必要がありますか。

いいえ。投資企業は第 21 項(b)(c)が要求する開示を提供する必要はありません [IFRS 第 12 号第 21A 項]。IFRS 第 10 号第 27 項の「投資企業」の定義は、企業が支配している投資を持つことを求めています。したがって、当該ファンドは支配している投資を持たないものの、IFRS 第 12 号第 21A 項の開示の免除規定を適用することができます。

## 非支配持分

IFRS 第 12 号は、重要性のある非支配持分を持つ子会社に関して、次の項目を含む開示を要求しています。

- (a) 子会社の名称
- (b) 子会社の主要な事業場所（および主要な事業場所と異なる場合には設立国）
- (c) 非支配持分が保有している所有持分の割合
- (d) 所有持分の割合と異なる場合、非支配持分が保有している議決権の割合
- (e) 報告期間中に子会社の非支配持分に配分された純損益
- (f) 報告期間末における子会社の非支配持分の累積額
- (g) 子会社に関する要約財務情報 (B10 項参照)

場合によっては、投資マネージャーは自らが管理するファンドを連結する必要があるかもしれません（例えば、「代理人」ではなく「本人」とみなされ、ファンドを支配している場合）。結果として、連結により非支配持分が生じる範囲で、上記の開示が適用される場合がある可能性があります。

*質問 25 投資マネージャーU は自らが管理するファンドのひとつを連結しています。当該ファンドは参加型の償還可能な株式を発行しており、当該株式は複数の第三者である投資者により保有されています。連結により、第三者の投資者に帰属する金額は IAS 第 32 号 AG29 項に従い金融負債として投資マネージャーU の連結財務諸表上で認識されています。*

*投資マネージャーU は、連結したファンドに関して IFRS 第 12 号第 12 項の非支配持分に関する開示を提供する必要があるでしょうか。*

いいえ。非支配持分は、直接的にも間接的にも親会社に帰属しない子会社の資本に関するものです [IFRS 第 10 号付録 A]。投資マネージャーU は、IAS 第 32 号 AG29 項に従い第三者の投資者に帰属する金額を金融負債として（つまり、資本ではなく）表示するため、開示要件が適用となる非支配持分は存在しません。

## 付録

### 他の投資ファンドに投資するファンドの開示例

この開示例では、IFRS 第 12 号のもとで「非連結の組成された企業」の定義を満たす原ファンドへの投資を保有するファンドについて、IFRS 第 12 号の要求事項を示しています。当該ファンドは、開示が要求される IFRS 第 12 号が定義する子会社、共同支配企業、および関連会社を含む他の企業への関与を有していないことを前提としています。

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」(2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より適用)の目的は、財務諸表の利用者が、他の企業への関与の内容およびそれに関連するリスク、ならびにそれらの関与が財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに与える影響を評価できるようにする情報の開示を企業に要求することです。子会社、共同支配の取決め、関連会社、または非連結の組成された企業に関与を有するすべての企業は、この基準の範囲に該当します。したがって、投資先のファンドが連結子会社である場合(組成された企業であるか否かにかかわらず)、または IFRS 第 12 号が定義する非連結の組成された企業である場合には、他のファンドに投資するファンドは、この基準の範囲に該当する可能性があります。

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業です(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など) [IFRS 第 12 号 B21 項]。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多くあります [IFRS 第 12 号 B22 項]。

- (a) 制限された活動
- (b) 狭く十分に明確化された目的(例えば、税務上有利なリースの実行、研究開発活動の実施、企業への資金源の提供、または、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など)
- (c) 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- (d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中(トランシェ)を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達

#### 解説—「投資企業」の修正

この付録は、2014 年 1 月 1 日以降に開始する期間より適用となる「投資企業(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、および IAS 第 27 号の修正)」の早期適用は含んでいません。

## 組成された企業

### IFRS 第 12 号 組成された企業 B21 項

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業です(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など)。組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多くあります。(a) 制限された活動、(b) 狭く十分に明確化された目的(例えば、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など)、(c) 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、(d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中(トランシェ)を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達

IFRS 第 12 号 第 26 項 当ファンドは、他のファンド(投資先ファンド)への投資のすべてを非連結の組成された企業への投資とみなしています。当ファンドは、中期から長期にわたる資本増加の達成を目的としており、投資戦略として、レバレッジの使用を含まないファンドに投資することとしています。投資先ファンドは関連のないアセット・マネージャーにより管理され、それぞれの投資目的の達成のために様々な投資戦略を用いています。投資先ファンドは、償還可能な株式の発行により活動資金を調達しています。当該株式は、保有者の選択により売戻しでき、保有者に、それぞれのファンドの純資産の比例持分に対する権利を与えています。当ファンドは、投資先ファンドのそれぞれに対して、償還可能な株式を保有しています。

IFRS 第 12 号 B26 項(c) 個々の投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「損益を通じて公正価値測定される金融資産および金融負債のその他の公正価値の純変動額」に含まれています。

#### 解説—スポンサーとなっている組成された企業

この開示例においては、ファンドは組成された企業のスポンサーではないことを前提としています。組成された企業のスポンサーとなっている場合には、ファンドは IFRS 第 12 号第 27 項の追加的な開示要件を満たす必要があります。

注記－財務リスク管理(抜粋)

**IFRS 第 12 号  
第 26 項** 当ファンドの投資先ファンドへの投資は、それぞれの投資先ファンドの目論見書における条件に従ったものとなっており、それらの投資先ファンドの将来価値に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けやすいものとなっています。投資マネージャーは、原ファンド、その戦略、および原ファンドのマネージャーの総合的な資質に関して、幅広く詳細な調査を実施し、投資の意思決定を行います。投資ポートフォリオにおけるすべての投資先ファンドは、ポートフォリオ・マネージャーにより管理されており、当該ポートフォリオ・マネージャーは、その業務に関して、それぞれの投資先ファンドから報酬を得ます。この報酬は、通常、資産ベースの報酬と業績ベースの成功報酬から成り、当ファンドによるそれぞれの投資先ファンドへの投資の評価に反映されます。

**IFRS 第 12 号  
B26 項(e)** 投資先ファンドへの投資の償還を要求する当ファンドの権利は、その行使の頻度について、毎週行使できるものから、半年に一度行使できるものまであります。

**IFRS 第 12 号  
第 29 項** 公正価値で測定される投資先ファンドへの投資のエクスポージャーについて、以下の表では投資の戦略ごとに開示しています。これらの投資は、財政状態計算書上、損益を通じて公正価値で測定される金融資産に含まれています<sup>1</sup>。

**IFRS 第 12 号  
第 24 項、第 26 項、第 29 項**

2013 年 12 月 31 日

戦略	投資先 ファンド数	投資先ファンド純資産(範 囲および加重平均) 百万 CU	投資の 公正価値 千 CU	償還可能株式の 保有者に帰属する 純資産の割合 (%)
株式 ロング/ショート	12	25-60/(45)	55,548	49.8
イベント・ドリブン	10	75-107/(82)	41,531	37.2
ディレクショナル・トレーディング	6	100-225/(175)	9,668	8.7
マルチ・ストラテジー	2	37-45/(41)	5,752	5.2
ファンド・オブ・ファンズ	2	21-25/(23)	5,565	5
レラティブ・バリュー	5	25-100/(66)	1,456	1.3
			119,520	107.2

<sup>1</sup> 組成された企業が財政状態計算書上でどの表示項目に含まれるかを開示しなければならない[IFRS 第 12 号第 29 項(b)]。



### 解説－比較情報

IFRS 第 12 号第 26 項は、非連結の組成された企業への関与に関する定性的および定量的な情報の開示を要求しています。これには、組成された企業の内容、目的、規模および活動ならびに組成された企業の資金調達方法が含まれますが、これらに限りません。

IFRS 第 12 号 C2B 項では、IFRS 第 12 号第 24 項から第 31 項までの開示に関する要求事項および IFRS 第 12 号 B21 項から B26 項に対応するガイダンスは、IFRS 第 12 号が適用される最初の事業年度より前に開始する期間の開示については適用する必要がないと述べています。したがって、上記には、比較情報の開示は含まれていません。

**IFRS 第 12 号  
第 29 項(c),(d)** 当ファンドの投資先ファンドへの関与による損失に対する最大エクスポージャーは、当ファンドの投資先ファンドへの投資の公正価値の総額に相当します。

**IFRS 第 12 号  
第 25 項** 当ファンドが投資先ファンドの株式を処分した時点で、投資先ファンドがもたらすリスクへのエクスポージャーは消滅します。

**IFRS 第 12 号  
第 30 項** 当ファンドの投資戦略は、他のファンドの定期的な売買を伴います。2013 年 12 月 31 日に終了した 1 年間の投資先ファンドの購入総額は 35,345,000CU です。当ファンドは、他のファンドのオポチュニスティック・トレーディングを継続していく予定です。2013 年 12 月 31 日および 2012 年 12 月 31 日現在、出資義務および未決済の購入に関する投資先ファンドへの未払金はありません。

**IFRS 第 12 号  
B27 項(b)** 2013 年 12 月 31 日に終了した 1 年間において、投資先のファンドへの投資から発生した正味の損失総額は 17,381,000CU です。

### 解説－IFRS 第 7 号

IFRS 第 7 号および IFRS 第 12 号の開示に関する要求事項はある程度重複しているかもしれませんが、しかし、その目的は双方の基準を相互に補完することです [IFRS 第 12 号 BC72 項から BC74 項]。したがって、組成された企業の定義に該当する他のファンドに投資するような状況においては、IFRS 第 12 号の適用により追加の開示が要求されることとなります。

## 組成された企業のスポンサーとなっている投資マネージャーの開示例 (期末時点での関与がない場合)

下記の例は、スポンサーとなっている組成された企業に関する開示を説明しています。この開示は、投資マネージャーが、自らが管理するファンドについて、スポンサーとなっている組成された企業であると決定したが、測定日時点で何ら「関与」を有さない場合に必要となる可能性があります。

### スポンサーとなっている組成された企業<sup>2</sup>

当社は、グローバル・マネージメント社としてのブランドのもと、投資ファンドの設立、売出し、および管理を行っており、当該ファンドをスポンサーとなっている組成された企業とみなしています。1 年間に当社がこれらの投資ファンドから受領した管理報酬は次のとおりです(単位:千 CU)。

ファンドの種類	2013 年	2012 年 <sup>3</sup>
マネー・マーケット	18,274	16,899
ファンド・オブ・ファンズ	7,195	7,324
<b>合計</b>	<b>25,469</b>	<b>24,223</b>

12 月 31 日時点の当社が管理するファンドの純資産価値の総額は次のとおりです(単位:百万 CU)。

ファンドの種類	2013 年	2012 年
マネー・マーケット	1,218	1,127
ファンド・オブ・ファンズ	480	488
<b>合計</b>	<b>1,698</b>	<b>1,615</b>

当社は、2013 年 12 月 31 日に終了した 1 年間に、これらの企業に対する資産の譲渡は行っておりません(2012 年もゼロ)。

<sup>2</sup> 報酬契約(管理報酬、成功報酬、業績報酬、事務報酬およびその他の報酬等)の詳細が他の箇所では提供されていない場合には、ここで開示する。

<sup>3</sup> 説明の目的上、開示を比較形式で示している。IFRS 第 12 号は、本資料が焦点を当てている企業については、2013 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より適用となる。適用の初年度においては、この開示要件は直前の事業年度の比較情報に適用されるが、非連結の組成された企業に関する開示はこの例外となり、比較情報を提供する必要はない[IFRS 第 12 号 C1 項および C2B 項]。

## 管理するファンドへの関与を有する投資マネージャーの開示例

下記の例は、投資マネージャーが自ら管理するファンドへの関与に関して、IFRS 第12号が要求する開示をどのように提供するかを説明しています。この例は、原ファンドへの関与が個々に重要性があると判断された場合と、個々に重要性はないと判断された場合を区別して示しています。基準の適用にあたり、提供する開示の適切なレベルを決定するために、投資マネージャーはこの評価を実施し、自らが管理するファンドへの関与の重要性に関する判断を行う必要があります。下記のいずれのケースにおいても、原ファンドは組成された企業であり、投資マネージャーは当該ファンドを支配してはいませんが、重要な影響力を有していると仮定されています。また、金融商品リスク(IFRS 第7号)、公正価値測定(IFRS 第13号)、管理報酬および業績連動報酬の条件(IAS 第18号)等の既存のIFRSの要求事項に関する開示は、すでに別個に提供されていることが前提とされています。

### 個々に重要性がないファンドへの関与

#### 注記－会計方針の概要(抜粋)

#### 当社が管理するファンドへの投資

当社は、自らが管理し関与を有する投資ファンドを関連会社であると決定しました。これは、ファンドとの間の投資管理契約およびその他の契約を通じてもたらされる当社のパワーによるものです。それらの契約では、ファンドの投資や事業上の意思決定に当社が参加することが認められています。当社のそれらのファンドへの関与には、保有する所有持分に加えて、ファンドから得る管理報酬や業績連動報酬が含まれます。ファンドへの投資は、損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)として表示されています。

#### 組成された企業

組成された企業は、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業を含みます(例えば、その関連性のある活動が契約上の関係によって指図される場合など)。当社は、ファンドの投資活動をファンドとの投資管理契約およびその他の契約を通じて指図していることから、これらのファンドを組成された企業とみなしています。

#### 注記－重要な判断と見積り(抜粋)

当社の連結財務諸表の作成に際して行った最も重要な判断は、当社が自ら管理するファンドについて、本人ではなく代理人としてパワーを行使しているため、それらのファンドを支配しないという決定です。親会社は、投資先に対するパワーと投資先からの変動リターンに対するエクスポージャーを有し、リターンの水準に影響を及ぼすようにそのパワーを行使できる場合に、他の企業を支配しています。当社は、通常、ファンドとの投資管理契約およびその他の契約を通じて自らが管理するファンドに対してパワーを有しています。また、当社はそれらのファンドの持分に投資しているため、ファンドに対してパワーを行使するにあたり、主として本人として(つまり、自身のために)行動しているのか、代理人として(つまり、他の投資者のために)行動しているのかを決定しなければなりません。代理人は、本人から委譲されたパワーを本人の代理として行使するため、自身がパワーを有するわけではなく、ファンドを支配しません。代理人か本人かの評価において、当社は、個々のファンドについて、ファンドの関連性のある活動に関する当社の意思決定の範囲、投資者やその他の当事者が保有する権利、ファンドから得る報酬、および、すべての関与(報酬および保有する持分を含む)からの変動リターンに対する当社のエクスポージャーといったいくつかの要因を考慮しています。

## 注記－関連会社(抜粋)

### 当社が管理するファンドへの関与

12月31日時点の当社のファンドへの関与は以下のとおりです(単位:千CU)。

当社の管理するファンド	2013年	2012年
ファンド持分への投資 <sup>4</sup>	5,243	4,754
ファンドからの未収金 <sup>5</sup>	1,027	1,563
合計	6,270	6,317

これらのファンドは、それぞれラガルトにおいて法的に設立されトレーディング活動を行うミューチュアル・ファンド・トラストです。そのトレーディング活動には国外の証券のトレーディングも含まれる可能性があります。これらのファンドは長期的な資本増加を目的に投資を行い、著しいレバレッジを用いることはありません。すべてのファンドは、活発な市場で取引されることなく、適格な富裕層および機関投資家に対して受益証券を発行することで活動資金を調達しています。2013年12月31日時点の当社が管理するすべてのファンドの純資産価値(NAV)の総額は、19億CUです(2012年12月31日は14億CU)。

ラガルトの証券取引法により、当社は、管理するそれぞれのファンドについて、最低1,500CUの投資の維持を求められており、それらはファンドの契約解除や解散時まで償還することができません。この最低投資額を超える金額については、週に一度から半年に一度にわたる範囲の頻度で償還することができます。これらのファンドに関連する損失に対する当社の最大エクスポージャーは、上記のファンド持分への投資とファンドからの未収金の合計額に相当します。

2013年12月31日に終了した一年間において、当社は、それらのファンドのいくつかにより発生した総額120万CUの費用を支払いました(2012年は40万CU)。当社は、当該費用の支払いに関して契約上の義務を有していませんでしたが、そのように支払ったのは、影響を受けるファンドの管理費用の割合を、当社がファンドを宣伝し販売する際に目標とする割合に合わせるためです。同様に、当社はファンドの費用の支払いに関する契約上の義務を有してはいないものの、ファンドの市場価値の向上を目的として将来においても費用の支払いを実施する可能性があります。

<sup>4</sup> 財政状態計算書の「投資」に計上されています。

<sup>5</sup> 財政状態計算書の「売上債権」に計上されています。

## 個々に重要性のあるファンドへの関与

### 注記－会計方針の概要(抜粋)

#### 当社が管理するファンドへの投資

当社は、自らが管理する投資ファンドに対して保有する持分を関連会社であると決定しました。これは、ファンドとの間の投資管理契約およびその他の契約を通じてもたらされる当社のパワーによるものです。それらの契約では、ファンドの投資や事業上の意思決定に当社が参加することが認められています。当社のそれらのファンドへの関与には、保有する所有持分に加えて、ファンドから得る管理報酬や業績連動報酬が含まれます。ファンドへの投資は、損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)として表示されています。

#### 組成された企業

組成された企業は、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業を含みます(例えば、その関連性のある活動が契約上の関係によって指図される場合など)。当社は、ファンドの投資活動をファンドとの投資管理契約およびその他の契約を通じて指図していることから、これらのファンドを組成された企業とみなしています。

### 注記－重要な判断と見積り(抜粋)

当社の連結財務諸表の作成に際して行った最も重要な判断は、当社が自ら管理するファンドについて、本人ではなく代理人としてパワーを行使しているため、それらのファンドを支配しないという決定です。親会社は、投資先に対するパワーと投資先からの変動リターンに対するエクスポージャーを有し、リターンの水準に影響を及ぼすようにそのパワーを行使できる場合に、他の企業を支配しています。当社は、通常、ファンドとの投資管理契約およびその他の契約を通して自らが管理するファンドに対してパワーを有しています。また、当社はそれらのファンドの持分に投資しているため、ファンドに対してパワーを行使するにあたり、主として本人として(つまり、自身のために)行動しているのか、代理人として(つまり、他の投資者のために)行動しているのかを決定しなければなりません。代理人は、本人から委譲されたパワーを本人の代理として行使するため、自身がパワーを有するわけではなく、ファンドを支配しません。代理人か本人かの評価において、当社は、個々のファンドについて、ファンドの関連性のある活動に関する当社の意思決定の範囲、投資者やその他の当事者が保有する権利、ファンドから得る報酬、および、すべての関与(報酬および保有する持分を含む)からの変動リターンに対する当社のエクスポージャーといったいくつかの要因を考慮しています。

### 注記－関連会社(抜粋)

#### 当社が管理するファンドへの関与

12月31日時点の当社のファンドへの関与は以下のとおりです(単位:千CU)。

当社の管理するファンド	2013年	2012年
ファンド持分への投資 <sup>6</sup>	5,243	4,754
ファンドからの未収金 <sup>7</sup>	1,027	1,563
合計	6,270	6,317

<sup>6</sup> 財政状態計算書の「投資」に計上されています。

<sup>7</sup> 財政状態計算書の「売上債権」に計上されています。

これらのファンドは、それぞれラガルトにおいて法的に設立されトレーディング活動を行うミューチュアル・ファンド・トラストです。そのトレーディング活動には国外の証券のトレーディングも含まれる可能性があります。これらのファンドは長期的な資本増加を目的に投資を行い、著しいレバレッジを用いることはありません。すべてのファンドは、活発な市場で取引されることなく、適格な富裕層および機関投資者に対して受益証券を発行することで活動資金を調達しています。2013年12月31日時点の当社が管理するすべてのファンドの純資産価値 (NAV) の総額は、19億CUです (2012年12月31日は14億CU)。

ラガルトの証券取引法により、当社は、管理するそれぞれのファンドについて、最低1,500CUの投資の維持を求められており、それらはファンドの契約解除や解散時まで償還することができません。この最低投資額を超える金額については、週に一度から半年に一度にわたる範囲の頻度で償還することができます。これらのファンドに関連する損失に対する当社の最大エクスポージャーは、上記のファンド持分への投資とファンドからの未収金の合計額に相当します。

2013年12月31日に終了した一年間において、当社は、それらのファンドのいくつかにより発生した総額120万CUの費用を支払いました (2012年は40万CU)。当社は、当該費用の支払いに関して契約上の義務を有していませんでしたが、そのように支払ったのは、影響を受けるファンドの管理費用の割合を、当社がファンドを宣伝し販売する際に目標とする割合に合わせるためです。同様に、当社はファンドの費用の支払いに関する契約上の義務を有してはいないものの、ファンドの市場価値の向上を目的として将来においても費用の支払いを実施する可能性があります。

当社が管理する特定のファンドへの重要性のある関与に関連する要約財務情報は以下のとおりです。

2013年12月31日および2012年12月31日現在、または2013年12月31日および2012年12月31日に終了した事業年度 (百万CU)	XYZ ラガルト ロング・ショート・ ファンド	XYZ グローバル・ エクイティ・ ヘッジファンド	XYZ ハイ・イールド・ ヘッジファンド
当社保有割合	11%	5%	14%
ファンドから受領した分配金	12	18	36
現金および現金同等物	14	33	81
流動資産	2,741	4,115	3,424
流動負債	450	256	110
公正価値で測定する投資の純損益	233	501	363
利息収益	-	-	123
利息費用	40	23	-
営業活動による純資産増減額	186	399	276



This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.